〇一時預かり事業

(1)使用する届出様式について

一時預かり事業を実施する場合、児童福祉法に基づく「届出」をするとともに、無償化対象施設として、子育 てのための施設等利用給付に関する「確認」を受けています。

「届出」と「確認」の内容は根拠法令が異なるため、変更が生じた場合それぞれ定められた様式で届け出る必要があります。

そのため、ひとつの変更を行う場合でも、複数の届出様式を提出する場合があることに注意が必要です。

根拠法令	名称	内容
児童福祉 法	一時預かり事業変更届	「届出」に係る変更に使用。 (市を経由して、埼玉県に提出する)
子ども・ 子育て支 援法	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	「確認」に係る変更に使用。

※その他変更内容に応じ、指定の添付書類が必要となります。

(2)注意事項

- ・変更事項がある場合は、(3)提出書類に記載の必要書類について、提出をお願いします。
- ・提出締め切りまでに書類が全てそろわない場合、その時点で提出できる書類のみ御提出ください。
- ・一部様式が指定されている書類(職員名簿、誓約書)があります。提出の際は御注意ください。
- ・理事会や取締役会の議事録については、変更について適切な意思決定過程を経ているか確認する資料となります。

そのため、変更について審議・議決したことが分かるように記載されている必要があります。提出の際は、 議事録内の該当部分にマーカー等で着色をお願いします。なお、原本証明は不要です。

- ・設置者の代表者、役員、施設長等が変更となる場合、誓約書の提出が必要となります。御注意ください。
- ・提出された書類について、後日修正や差し替えをお願いする場合があります。
- ・円滑な手続のため、事前の相談を随時受け付けております。何か疑問点等ありましたら、都度お問い合わせ ください。
- ・一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着II型のすべての種類について、届出が必要となります。
- ・事業を廃止する場合、3か月以上の予告期間が必要となります。該当する場合は、3か月以上前に、市まで届け出てください。

(3)提出書類

【経営者に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
名称、主たる事務所の所在地、 定款・寄付行為等の登記事項	一時預かり事業変更届(県様式)	
7-C07 13 13 13 13 13 14 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録	事実発生から10日以内
	定款・寄付行為等	
	変更後の法人の登記事項証明書	1
経営の責任者	一時預かり事業変更届(県様式)	
	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録	事実発生から10日以内
	履歴書	
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
役員	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	- 事実発生から10日以内
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録	
	役員の氏名、生年月日及び住所の一覧	
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	

【事業内容、事業実施する施設に関すること】

変更内容	提出書類	書類の提出締め切り	
事業の種類 (一般型等)	一時預かり事業変更届(県様式)		
(AAL G)	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	事実発生から10日以内	
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録		
事業を実施する施設の名称、種類、 所在地、建物等の規模・設備等	一時預かり事業変更届(県様式)	事実発生から10日以内	
	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届		
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録		
施設長・管理者の変更	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	- 事実発生から10日以内 -	
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録		
	履歴書		
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書		
事業の担当職員	一時預かり事業変更届(県様式)	- 事実発生から10日以内	
	職員名簿(県様式)		
利用定員	一時預かり事業変更届(県様式)	- 事実発生から10日以内	
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録		
運営内容等 (例)・施設の目的及び運営の方針	一時預かり事業変更届(県様式)		
・提供する保育の内容 ・保育の提供を行う日	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	- 事実発生から10日以内	
・保育時間等 ・利用料金 等	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録		
1.31114.4.777 2.2	その他必要と考えられる書類		

【その他】

変更内容	提出書類	提出締め切り
事業の廃止・休止・確認の辞退 ――時預かり事業廃止(休止)届(県様式)		
	特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	3か月以上前
	理事会議事録(写)※社会福祉法人以外の場合、理事会に代わる会議の議事録	